

第23回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2010年4月20日(火) 10:00～11:50

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

財団法人エネルギー総合工学研究所

下岡主管研究員

株式会社開発計画研究所

石井代表取締役所長

内閣府

中村参事官、淵上企画官、加藤参事官補佐、迫田主査

4. 議 題

- (1) 意識調査にみる原子力発電に対する意識の変化について(エネルギー総合工学研究所)
- (2) 成長に向けての原子力戦略の策定に係る有識者との意見交換
- (3) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について(答申)
- (4) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可について(答申)
- (5) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)
- (6) 原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方に関する評価について(案)に対する意見募集について
- (7) その他

5. 配付資料

- (1-1) 原子力発電に関する公衆の意識の変化（平成21年度（財）エネルギー総合工学研究所調査）
- (1-2) 原子力発電に関する公衆の意識の変化（平成21年度（財）エネルギー総合工学研究所調査）  
別紙：基本集計表
- ( 2 ) 原子力施設の立地と地域振興に係る基本的考え方（私見）
- (3-1) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について（答申）
- (3-2) 日本原燃株式会社再処理事業所核燃料物質の加工事業許可申請の概要
- (3-3) 日本原燃株式会社再処理事業所における加工の事業の許可の申請に係る加工の能力に関する説明資料
- (3-4) 日本原燃株式会社再処理事業所における加工の事業の許可の申請に係る経理的基礎に関する説明資料
- (3-5) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質加工事業許可申請書の一部補正の概要について
- (3-6) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質加工事業許可申請書の一部補正に係る加工の能力及び経理的基礎に関する説明資料
- (4-1) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可について（答申）
- (4-2) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料の貯槽の事業の許可申請に係る経理的基礎に関する説明資料
- (4-3) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業許可申請の概要
- (5-1) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）
- (5-2) 四国電力株式会社伊方発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）の概要について
- (6-1) 原子力委員会「原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方に関する評価について（案）」に対する意見募集について
- (6-2) 原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方に関する

評価について（案）

（ 7 ） 第 1 3 回原子力委員会臨時会議議事録

（ 8 ） 第 1 7 回原子力委員会定例会議議事録

## 6. 審議事項

（近藤委員長）おはようございます。第 2 3 回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つ目が、意識調査にみる原子力発電に対する意識の変化について、エネルギー総合工学研究所からご報告をいただきます。2つ目が、成長に向けての原子力戦略の策定に係る有識者との意見交換でございます。3つ目が、日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について、答申案をご審議いただきます。4つ目が、リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可について、答申案をご審議いただきます。5つ目が、四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更、1、2、3号の変更について、答申案をご審議いただきます。6つ目が、原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方に関する評価についての案がまとまりましたので、これについて意見募集することについてご意見をいただきます。7つ目が、その他でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、最初の議題から、事務局、よろしく願いいたします。

（1）意識調査にみる原子力発電に対する意識の変化について（エネルギー総合工学研究所）

（中村参事官）最初の議題でございます。意識調査にみる原子力発電に対する意識の変化についてでございます。財団法人エネルギー総合工学研究所の下岡主管研究員からご報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

（下岡主管研究員）エネルギー総合工学研究所の下岡と申します。よろしく願いいたします。

本日は、原子力発電に関する公衆の意識の変化と題しまして、アンケート調査の結果をご報告させていただきます。

それでは、お手元にあります資料 1 - 1 の 1 ページ目をごらんください。アンケート調査

の概要であります。本調査はエネルギー総合工学研究所が実施したものでありまして、調査対象は首都圏、調査数は500人、抽出法は割当法、調査方法は訪問留置法、実施時期は去年の10月から11月に行っております。

また、この調査は2003年から毎年合計7回実施しております。また、当研究所では20年以上にわたりエネルギーや原子力発電に関するアンケートを実施しております。

では、次のページをごらんください。アンケート調査結果の報告をいたします。(1) 主な結果といたしまして、まず利用－廃止意見に否定的方向への変化あり、であります。図をごらんください。前回まで原子力発電利用－廃止の意見を聞きましたところ、徐々にやめていく、すぐにやめていくという廃止回答が徐々に減っていたのでありますけれども、今回の調査ではそれが逆転いたしまして、廃止回答が増えるという非常に興味深い結果が出ております。従いまして、今回はなぜこの廃止回答が増えたのかということを中心に報告させていただきます。

3ページ目をごらんください。有用－無用感に変化はない、であります。この原子力発電の利用－廃止意見に大きな影響を与える要因と考えられます有用－無用感を見ますと、今日の社会や人々の生活にとって有用か無用かと聞いたものがこの図でありますけれども、この7年間あまり大きな変化はありません。今回の調査もそれほど大きな変化は示しておりません。

次に4ページ目をごらんください。安心－不安感は肯定的方向へ変化している、であります。この利用－廃止意見に大きな影響を与える要因としてもう1つあります安心－不安感でありますけれども、前回不安回答が大きく減るという結果が出ております。今回も前回と同様の結果を示しております。不安回答が減るというのは前回2008年だけの特異な現象ではなかったということであります。

次に5ページ目をごらんください。運営に対する信頼－不信感の肯定的方向への変化は変わらず、であります。2つあります図の上の方をごらんください。これは日本の原子力発電所の運営に関する意見を聞いたものでありまして、適切に運営されているという信頼回答がどんどん増えておりまして、適切に運営されていないという不信回答が減るという傾向がこの7年間続いております。

下の方の図をごらんください。これは日本の原子力発電所の運転実績の評価であります。大事故のない安全な運転実績というのが約4割、事故・トラブルの多い運転実績というのが約2割ということになっております。この約4割の大事故のない安全な運転実績と答えた人

のほとんどが上の方の質問で信頼するという回答になっております。安全な運転実績というものが信頼、さらには安心につながると言えます。

次に6ページ目をごらんください。今までご説明いたしましたように、今回原子力発電の利用—廃止意見が否定的方向に変化したというのがあるのですけれども、これに大きな影響を与える要因と考えられます有用—無用感、安心—不安感、信頼—不信感というのはいずれも否定的変化方向への変化を見せておりません。したがって、この3要因以外の要因というものの存在が推定されます。以下、それが何であったかということについて考えてみます。

まず、エネルギー・環境問題に楽観的になっている、であります。図をごらんください。これは今後の日本のエネルギー使用量についての認識を聞いたものでありますけれども、増える、どちらかといえば増えるという回答が今回大きく減っております。

次の7ページ目をごらんください。2つあります図の上のほうの図は、今後の日本のエネルギー供給問題についての不安感を聞いたものでございます。不安を感じる、どちらかといえば不安を感じるという回答が、今回これもまた大きく減っております。

下の方の図をごらんください。これは20年後の日本で熱心に取り組めば二酸化炭素の排出量を大幅に下げることができるかどうかと聞いたものでありますけれども、今まではできる、どちらかといえばできるという回答が減っていく傾向にありましたけれども、今回それが逆転して、その回答が増えています。

このように、今回はエネルギー・環境問題に楽観的な意見になっているという結果が出ています。

次に8ページ目をごらんください。新エネルギーへの期待が大きくなっている、であります。図をごらんください。これは20年後の日本の新エネルギーの利用可能性についての認識であります。熱心に取り組めば主要なエネルギー源にすることができるかという質問であります。今回、前回と比べまして「できる」という強い意見が、前回2008年が32.2%だったものが今回45.2%と、これもまた大きく増えています。

次のページをごらんください。2つあるグラフの上の方の図、これは現在と20年後の日本の最も発電所の多いのはどれかと聞いたものであります。現在の方はあまり大きな変化はないのですけれども、20年後の方でいいますと、新エネルギーによる発電という回答が今回は26%であったものが今回は36.6%と、これもまた新エネルギーの回答が大きく増えています。前ページの図9で新エネルギーを主要エネルギーにできると答えた人は、その下の図に示しますように、同時に20年後二酸化炭素の排出量も大幅に下げることができ

るという回答になっております。

次に10ページ目をごらんください。今回廃止回答者が増えるという結果がありましたので、この廃止回答者の中身を見てみます。2つあります図のうちの上のほうは廃止回答者の安心－不安感を見たものでありますけれども、当然のことながら不安、どちらかといえば不安という回答が多くなっております。

下のほうのグラフ、これは有用－無用感を示すものでありますけれども、前回と比べまして有用、どちらかといえば有用、どちらともいえないというような意見の人がふえております。そして、無用、どちらかといえば無用という人の数はそれほど増えておりません。無用という意見が増えたから廃止が増えたというわけではないということでもあります。では、なぜ有用という意見を持ちながら廃止回答になったのかという疑問が生じてきます。

ここで、次の11ページをごらんください。この将来のエネルギーの評価が原子力発電の利用－廃止意見と関係する、ということでもあります。廃止回答増加の理由を考えるにあたりまして、原子力発電の利用－廃止の判断理由というのを今回聞いておりますけれども、それと原子力発電の利用－廃止意見をクロス集計してみました。11ページの図は原子力発電の利用回答、中間回答、廃止回答別に判断理由の回答数をプロットしたものであります。上の方にあります、やめると電力供給に支障があるとか、エネルギーの安定供給に貢献するというものの回答数が多くなっていて、下の方にあります、マイナスの方の意見なんですけれども、大事故の可能性がゼロではないとか、原子力発電よりも新エネや省エネを進めるべきだといったような意見の回答数が大きくなっています。したがって、量的に見ればこのような判断理由が大きな要因になっていると言えます。

今度は質的にどうかというのを見るために12ページをごらんください。それぞれ回答数の多いトップ5の理由をピックアップいたしまして、それと利用廃止意見とのクロスをとってみました。上の方のグラフをごらんください。○印を示しました世界のエネ使用量増加対応に必要だという意見は、他と比べましてやめろという意見が少なく、続けろという意見が多くなっております。

下の方の図を同じように見ますと、○印をつけました原子力発電よりも新エネや省エネといったような判断理由や、放射性廃棄物処理・処分が不可能だという判断理由はやめろという意見が他に比べて大きく、続けろという意見が少ないということになっておりますので、この○印をつけたような判断理由が利用－廃止の意見を分ける大きな理由になっていると言えます。

○印をつけた中の、世界のエネ使用量の増加対応に必要と、原子力発電よりも新エネや省エネに進むべきだというような意見に共通するものは何かと考えましたら、これは将来のエネルギーの評価に関するものではないかと考えられます。したがって、先ほど言いましたように、将来のエネルギーの評価が原子力発電の利用－廃止意見と関係するのではないかと考えられます。

そこで、13ページをごらんください。廃止回答が増加した理由というものを考えてみます。今まで述べましたようなアンケート調査の結果と、去年の社会情勢として温室効果ガス削減目標の発表とか、新エネルギーの話題の増加があったと思います。そこで、首都圏住民の廃止回答者の意識変化というものを推定してみました。

日本は、地球温暖化問題の解決などに努力しなければならないが、今後エネルギー使用量はあまり増大せず、新エネルギーの利用などにより、地球温暖化問題の解決は可能になるであろう。したがって、将来、原子力発電に頼る必要性は小さいのではないか。このような将来のエネルギー問題を楽観視するような意識変化によって廃止回答が増えたのではなかろうかというように考えております。

すなわち、今日の有用－無用感が変化していなくても、将来の有用－無用感が否定的方向に変化したために、廃止回答が今回増えた原因の1つではないかと推定いたしました。

したがって、広報等を行う際には原子力発電の有用性、特に将来も有用であるという説明が必要ではなかろうかと思えます。

次に、14ページをごらんください。付属の資料であります。今回廃止回答が増加したということで、それを別の点から考えてみました。数量化3類という手法を用いまして、原子力発電に関する幾つかの質問の回答傾向というものを調べています。この手法は、回答のされ方が似ている選択肢は近くに、そうでないのは遠くにプロットするというやり方で各選択肢をプロットしたものであります。これを見ますと、V字型にプロットされた格好になっております。

下の方にある選択肢はどちらともいえないとかどちらかといえば云々といった選択肢になっております。

この求められました空間上に、回答者500人の回答傾向をプロットしてみました。次の15ページ目をごらんください。その際、回答者の利用－廃止回答ごとに形を変えてプロットしております。そうしますと、下の方をごらんください。×印のどちらともいえないという人、白抜きの丸の現状程度でいい、白抜き四角の徐々にやめていくという回答者がかなり

混在しております。したがって、これらの回答者の回答の移動というのは比較的容易な  
のではなかろうかと推定されます。

次に、16ページをごらんください。我々の行いました調査と同時期に内閣府によっても  
アンケートが行われております。その結果をお示しします。こちらの内閣府の調査は全国の  
調査になっております。その結果の原子力発電の推進－廃止の意見というものが、都市規模  
別にまとめられてありましたので、そのグラフを、前回の2005年と比較して示してお  
ります。

一番上の東京都区部以外の地域は、前回とほぼ同程度または若干肯定的方向に変化してお  
ります。ただし、一番上の東京都区部をごらんください。こちらは廃止意見というものが前  
回と比べ大きく増えております。廃止意見が増えるという意味では我々の結果とほぼ同じ結  
果がここに出ております。

次に、最後のページ17ページをごらんください。内閣府調査では、安心－不安感を聞いて  
おりますので、これも都市規模別に前回と比較して示しております。こちらでは全国で肯  
定的変化があるということを示しております。

以上であります。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

大変興味深いアンケート調査結果をお話しいただいたと思います。特に16ページにあり  
ますように、私どもが同じ時期に行いましたアンケート結果、これは以前にここで事務局よ  
り報告がありましたが、それにも地域別の結果がありまして、それによりますと東京都につ  
きましては原子力発電を積極的に推進していくという意見の方が過去の結果と比較して8.  
4%から15.1%とほぼ倍増した一方で、将来的には廃止していくという意見の方もまた  
倍増ということであったところ、私どもとしては全国的な意見分布に主として関心を持って  
いたことや、これ以上の設問を有していないために、この東京都に特異な現象の原因につ  
いて詳細な分析ができなかったのですが、幸い、下岡さんのところで例年行っている東京都  
を対象としたアンケート調査の結果で、推進論に賛成の人の動向についてはちょっと違うん  
ですが、この廃止については同じ傾向が得られて、しかもその原因について他の設問の結果を  
踏まえて分析ができ、それがどうも、最近の地球温暖化対策に対するメディアアテンション  
の高さに関係しているというご説明をいただきました。これは得心がいったというか、原子  
力行政を推進していく上で大変参考になる情報と思った次第であります。

それでは、先生方、ご質問ご意見いただければと思います。



大庭委員。

(大庭委員) ご報告ありがとうございました。大変興味深い結果だと思います。1つ質問ですが、今回首都圏の調査をしておられますよね。首都圏というのをわざわざ選ばれた理由をお聞かせいただけますか。それから、今後このような調査を他のところで行う予定があるでしょうか。

(下岡主管研究員) お答えいたします。まず、首都圏のみを行ったというのは、第1点はお金の問題です。費用的な問題で首都圏だけにせざるを得なかったというのが第1点です。

それと、首都圏というのは一番人口が密集しておりますので、一番日本を代表するのに近い結果が得られるのではなかろうかというのが第2点です。

ほかのところは、やりたいのはやまやまなのですが、費用の面でまだめどが立っておりませんので、今のところやる予定はありません。

(近藤委員長) では、秋庭委員。

(秋庭委員) 調査結果を拝見させていただきまして、大変興味深く思いました。特に将来のエネルギー使用量の増大の予想が減少して、将来のエネルギー供給に対する不安が減少しているということは、これはとてもあらっと思うようなことで、反対に将来に対してエネルギー供給の不安が増えるのかなと思っていたところが、どうしてなんだろうと思いました。

そこでですが、2ページ目の問題提起となっています結果についてなんですが、これは男女とか年代によって顕著な傾向がありましたら教えてください。

(下岡主管研究員) 性別、年代別についても調べましたけれども、特に特徴はありませんでした。

(秋庭委員) 職業についてはどうでしょうか。

(下岡主管研究員) 職業はまだ調べておりません。

(近藤委員長) よろしいですか。

では、尾本委員。

(尾本委員) 結果を見ていますと、将来は原子力よりも再生可能エネルギーを主体としたエネルギー源にしていきたいと、そういう期待の表明であると思います。今後アンケートの中でどんなふうにフォローされるか分かりませんが、再生可能エネルギーが大量に入って主要電源になるためには、やはりその条件があると思います。例えば、分散電源が集中電源をも代替するのですから、貯蔵を含む問題がある。これはもちろんコストになります。それから、さらに価格という点で高い分を補うため、例えば昔のRPSではなくてFITと言わ

れるような電力買取制度で国民が負担をしていきたいと思いますという合意がないとなかなか実現しない。主要電源になればそのためのものが必要と思います。

そういうことを考えると、原子力委員会としてこれをもとにしてどうするか。原子力以外のエネルギーについて我々は言及する立場にはないんですが、どのようなスパンとどのような費用の下で色々なオプションが可能であるかということを示していく必要があるだろうと思います。

それから、やはり放射性廃棄物。この問題が確実に解決できるという道筋をつくり上げていく、目に見えるものにしていくと、こういうことが必要ではないかという感想を抱きました。

1つ結果を見ていて思いましたのは、アメリカあるいはイギリスでの類似の調査、例えばアメリカではギャロップ調査では原子力推進と否定的な意見とがほぼ今2対1になっていると、というのに比べて随分違いがあるなということです。イギリスはアメリカほどではないんですが、やはり原子力推進にかなり傾いてきている、そういうのに比べて随分違いがある。

それから、私がIAEAにいたとき、2005年のIAEAの世界調査というのを見て驚いたことがあるんですが、地球温暖化という観点から原子力をもっと進めるべしという意見が日本は非常に少ない。これは今回の首都圏での調査と非常に一致して、要は将来の選択は原子力ではないですよという意見が結構増えているということだと思います。感想までですが、他の国と随分違うところがあるなという印象を持ちました。

以上です。

(近藤委員長) では、鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。大変貴重な調査だと思います。私が気になったのは、原子力に対する信頼性は上がってきているわけですね。信頼性はあるし原子力に対する期待もあるんだけど、新エネに対する期待の方が大きいということで、原子力は将来無くてももいいんじゃないのと、こういう結果ですね。

(下岡主管研究員) そうです。

(鈴木委員長代理) ということは、原子力発電が温室効果ガスの削減には貢献するというところについての認知はもうできていると考えて良いんですかね。

(下岡主管研究員) いえ、報告は抜かしましたが、そちらの方を聞きましたところ、どちらともいえないという、判断保留の意見が半数近くあるのですね。全体的に原子力発電に対しては低関心、低知識という結果が出ております。したがって、知識、それ以前の関

心ということが低い状態ですので、正しい意見を把握して判断したというのではなくて、どちらかといえば感覚的に判断しているのではなかろうかと思います。

(鈴木委員長代理) 私自身が数年前にCCS、二酸化炭素の回収貯留の世論調査をやったときに、これはちょっとショックだったんですが、温暖化ガス削減に貢献し得る技術として、やはり新エネがトップで、省エネが次で、CCSよりも原子力が下だったんです。要するにエネルギーとしての必要性は認識されつつあるんだけど、温室効果ガス削減についての原子力の役割というのはまだ認知が低いと考えて、そこが問題ということによろしいですか。

(下岡主管研究員) はい。

(鈴木委員長代理) 分かりました。

(尾本委員) 今のお話に関係してですが、IAEAの調査はまさにその点、原子力発電では他のエネルギーに比べてCO<sub>2</sub>の排出量が少ないですよというデータを示しながら、その上であなたは原子力を進めたいとおっしゃるのかという質問に対して、日本はそうだという答えが他の国に比べて非常に低いという特異性があった。すなわちそれは今日の首都圏の話と非常に合致するところがあると思うんです。別に温室効果ガスを出さないエネルギー源だからといってそれを積極的に進めたいとは思いません、他の選択肢があるんじゃないですか、廃棄物の問題もあるんじゃないですかと。そういう意見が増えてきている。これは先ほど言いましたように、世界に比べて随分違いがあるなど。18カ国ですかね、調べた中で日本は下から4番目なんですがね。

それに関係して言いますと、先程、費用負担ということを行いました、この費用についての質問がQ43にありますね。例えば太陽光を取り上げて電気の買取費用を担うために電気料金が上がる、これについて値上げするのは嫌だというのが半分ありますよね。ですから、これはもう少し進めていくと、再生可能エネルギーのそういう大きな役割、すなわち主要電源に至るまでの役割を期待するのであれば、その負担はやはり考えていかなければいけないと、そういう選択肢をやはり国民の前にデータを基にして示していく必要があるということではないかと思いました。

(下岡主管研究員) 外国との比較というお話がありましたけれども、この資料の16ページ、17ページをごらんください。これを見ますと、例えば16ページだと積極的に推進とか、早急に廃止していくという強い意見の回答率は小さくなっています。ほとんどがどちらともいえないとかいう中間あたりの弱い意見になっております。

17ページをごらんください。これも安心であるとか不安であるという強い意見は少なく

て、中間あたりのなんとなくとかどちらかというのが多くなっています。これが日本の回答の特徴であると思います。

(大庭委員) となると、多分広聴広報というか、原子力をどのようにアピールするかということが重要だと思うのですが、日本では、例えば今までのエネルギー源では良くないとか、あるいは今までの農業のやり方では良くないとかということを強調するような人たちを引きつけるような傾向を持つ雑誌などの媒体、メディアが存在する気がします。しかしながら、その中で原子力というのが例えば温暖化対策に有用だというメッセージは見たことがなくて、太陽光であるとか風力だとかそういうものばかりが好ましいエネルギー源として出てくるのですね。もちろん政府として色々なパンフレットをつくるということも大事でしょうけれども、1つにはさまざまな媒体を利用した広聴広報というやり方を今後考えていく必要があるんじゃないかと考えています。

(近藤委員長) 原子力委員会ができることは、政府に対して政府広報においてそういうことについても説明するべきと提言することです。なお、この結果というか、東京地区における全国とは異なる意見分布の発生については、そういう広報を行ってきた方の活動、あるいは、マスメディアの話題の取り上げ方と力の入れ方で形成された情報空間の反射とみるべきとしますと、それぞれの人々や組織の東京地区における話題の取り上げ方が適切であったのか、あるいは、尾本委員のご指摘のように、そもそも我が国の意見分布がインターナショナルに見て特異であることについてどう考えるのか、そういう検討を行うべきではという思いを持ちます。

私どもの世論調査の結果ではどうも東京地区に限定された傾向のように思えるのですが、そうして、それはどうしてなのかは未解明です。これを解明するのはもう一段の調査が必要のように思いますが、とりあえず、政府においても広報活動を行っているにもかかわらずこういうことであることを踏まえて、今後の広報の在り方について考えていただくべきではと、委員会として発信するべきかとは思いますが。

(大庭委員) 今の点、もし今までどういうふうな形で原子力をアピールしてきたかというようなことが、色々な情報空間の中でやってきたかということの調査が無いのであれば、一体これが原子力委員会の仕事かどうか分かりませんが、今までのメディアなどの取り上げられ方その他についての詳細な調査分析をして、その傾向を見て、できればその国際比較ができたというふうには思います。ただ、それがここの仕事かどうかは分かりませんが。

(秋庭委員) やはり原子力委員会がやるべき最大のことは、将来予測をお示しするということ

で、今後、原子力政策大綱の改正の議論にあたっては、将来のエネルギーがどんな状況かということをもっとしっかりと知ってもらおうと、ここが一番だと思うんですね。その上で最終的に国民がそれを考えていくわけですから、そのことはしっかりと情報提供をさらに進めていく必要があると思っております。

(近藤委員長) はい。今日はたくさん議題がありますので、これにてこの議題は終わりにしたいと思います。下岡さんにはご多用中のところお越しいただき、ありがとうございました。今後ともご意見をお聞きすることがあろうかと思います。引き続きよろしく申し上げます。これでこの議題終わります。

## (2) 成長に向けての原子力戦略の策定に係る有識者との意見交換

(近藤委員長) では、次の議題でございますが、成長に向けての原子力戦略の策定について、有識者との意見交換を行ってきているところでございますが、本日は有識者として株式会社開発計画研究所、石井代表取締役所長にお出でいただきました。まず、15分程度原子力施設の立地と地域振興に係る基本的考え方についてお考えをお聞かせいただきまして、その後意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

石井様、どうぞ。

(石井代表取締役所長) おはようございます。開発計画研究所の石井でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に原子力施設の立地と地域振興に係る基本的考え方という、A3で大変申しわけないんですけども、9ページぐらいのものがございます。その右側に目次がございます。この目次は一応中身的には4つの項目から整理をしております。1つが、ご承知のように、原子力というのは農山漁村が大変多くなります。そういった中に大変大きなインパクト、金額的にも雇用という面に関してもかなり大きな影響を持つということからして、こういったものが農山漁村というものに入ったときに、それをどういうふうに影響をとらえるのか。ひいてはそれを地域振興計画というところでどう結びつけていくのかということ整理しております。

2番目が、地域が振興している証とはということで、昔から立地円滑化というところで大きな金額の交付金等が入っておるわけでございますけれども、それによって地域が変わったということは本当に地域が元気になっているのかということの証拠をどうとらえるのか

ということを整理してございます。地域が振興しているという証のとらえ方は何なのか。とらえ方について、では具体的に実証的に地域を見てみようということが3番目でございます。

4番目に、原子力施設の立地が地域振興に結びつけるためにというところで、最後の特措法の問題とか、あるいは立地に絡まる主体の方々がどういうことを考えていくべきなのかということの四大話で整理をさせていただきました。

一番最初の原子力施設の立地と影響変化というところでございますけれども、15分という限られた制約の中ではすべてを述べることはできませんので、ポイントだけを申し上げていきたいと思っております。1ページ目に、大体右側に図表を入れて、左側に文章を入れて、そういう構成にしております。

少なくとも原子力施設の立地と影響変化というところについては、図-1のところでは投資特性と地域特性、そこから出てくるところの変容特性なんです。要は、いくら大きなお金を出しても、その効用というものは投資特性の4番、5番、地域特性の4番、5番といったような施設者あるいは地域の側が努力をしない限り、これはプラスにならない。下手したらマイナスになるリスクもあるということで、ここでの内発力というものをどういうふうにするのか、中心は僕は地域の方々だというふうに思っていますので、地域の方々はどういうふうにとらえるのか、あるいはどういうふう工夫をするのか、知恵を出すのかというところが大きなポイントになってくるんだろうと。

なおかつ原子力施設の立地というのは今ほとんど増設のパターンが多うございますので、そうすると、多分この下の図-2のところにもありますように、地域振興という、地域づくりというのは僕は半世紀事業というふうに考えています。半世紀事業から考えたときに、多分原子力立地地域というのはこの図-2に示すようなカーブをとるんだろう。最初社会的な緊張があって、あとそれが合意されて建設、運開ということになってくる、だんだんその緊張が解けてきて、一方でお金が入ってくる。だけれども、お金が入ってくるだけでは減衰していく。だからそこで内発力というものがあって初めて減衰力のカーブが上向きになるんですよというところのフェーズに応じたところでの何をどうやっていくのかということがポイントになってくるだろう。これをしっかりと計画論の中にどう結びつけていくのかということが大きなポイントになってくるだろうと、影響をできるだけ大きくするためには。

そのときに、2番目に地域が振興している証ということはどうとらえるのかということですが、僕はお金が三法があるいは交付金が入ってくるということだけでなく、2ページ目の右側の文章にも入っておりますけれども、増設・成熟段階にある、あるいは壮年

期・リプレースという言葉が最近使われておりますけれども、時期にある発電所立地地域が、価値観の変化、農山漁村がもうかなり価値観変わっておりますけれども、多彩に賦存する地域資源というものをどういうふうに資源化してみていくのかというところが1つポイントだということとその右側にありますような誇り、一番下のほうの黒の四角の下から2つ目でございますけれども。少なくとも誇りというものに結びつけていかなければならない。あるいは地域資産の1つだということでの考え方にもっていかなければいけないというようなことを考えております。

それは、抽象的な言葉ですけれども、織物なんだろうと。縦と横、縦が原子力、横でもいいんですけれども、原子力という施設のもの、そこに地域の人たちが、あるいは施設者も含めてどういう知恵を働かせながら縦なり横の糸を入れていくのか。この織物に等しくなってくる。その織物の織り方というものが地域の意思であり、あるいはどういう地域をつくっていったらいいのかということにつながってくる。ひいては、地域振興の生きざまというものにつながってくる。

こういう抽象論では議論は進みませんので、ではそれをどういう視点からとらまえたらいのかということが中長期総合計画活動の他6つの視点、こういう視点から証というものをとらえる必要がある。なおかつ、施設が立地する前、合意形成の段階、要は30年、40年の時間軸の中でこれがこの6つの要素というものがどういうふうに絡み合って実態として証というものになってきているのかということ整理する必要があるんだろうというふうに思っております。

そういった視点からこれまでの流れを真ん中の図で示しておりますけれども、特長的事象と方向性、4つの行動目標、地域振興の理念というこれまでのお金とかあるいは自主性といったようなもの以上に、いわゆる自己更新性、自分たちが変わっていくという構造、あるいは自立性とか文化性といったような、地域計画論的にいえば、風土とか土壌をいかにつくっていくのか。40年ぐらい、45年、50年のフェーズの中でどういうふうにつくっていくのかということが問われてくるんだろうと。それが冒頭に申しあげました内発力というものにつながってくる。

今申しあげましたような6つの視点から実際の地域を切ってみるとどうなんだということが3の原子力施設の所在する地域振興の実態というところにつながってきます。これは東海、美浜、玄海を整理してみました。基本的に整理の仕方として、今申しあげましたような6つの視点、さらには5ページ、6ページ目でございます、横に時間軸、縦軸にさまざまな分野、

これがどの時点で何をどういう活動をしてきたのか。これがどういう縦横の関係があるのかということ整理をしてみました。その結果何が言えるのかということが7ページ、8ページの総括的な表に結びつけてきています。

要は、ここで申し上げたいのは、色がついているところがあります。玄海であれば産業の構造的な高次化の問題とか計画の話とか。美浜でいえば広域的な交流・連携の展開、計画活動、この辺のところの色をつけてございます。要は色がついているということは基本的には縦横からさまざまな要因が重なり合って1つのうねりになっているという分野でございます。玄海町でいえば、この厳しい状況の中で専業農家がふえているという事象があります。これは、30年、40年の上のような時間軸の中でそれが今日の姿になるような仕掛けが行われてきているということでは僕はないと思っています。

それから、美浜町であれば、最近やっとここ10年ぐらい、15年ぐらいの時間軸の中で縦横のうごめきが出てきておりますが、基本的には交流というものをキーワードにしながら物事がお金の経済的な価値にたどり着くまで、物事がうごめき始めているというところ。こういった地域づくりというものを今後していくべきなんだろうというふうに思われます。

そんなことを考えながら、じゃあ、地域振興をどういうふうに考えていくのかというところが8ページ、9ページのところでございます。賦存情報でございますけれども、その辺よくわかりませんが、1のところでは今後2020年あるいは2030年までにこのぐらいの台数が必要ですよと、エネルギー調査会の原子力部会で言われております。

これ本当なんですかというところが1つあって、美浜の1号機が45年に運開してもう40年、平均的なリードタイムが19年強あります。それからもう1つは地域分権とか地域主権というものが社会的な潮流なんだけれども、この原子力委員会なりあるいは総合エネルギー調査会、地域振興という言葉はなかなか聞きづらいという言葉が多くあります。これは本当に地域主権、地方分権という社会的な潮流なんだけれども、これだけのものをやるのであれば、ひょっとしたらこれは国策なんじゃないのかと。もう地域に基本的には自主性が必要なんですから、もっと国としての対応、きめ細かな対応というのかな、お金ではなくてきめ細かなソフトな対応というのが必要なんだろうというふうに思っております。

そういう素朴な疑問の中から、地域振興に結びつけるためにということで、国は関係自治体は施設者あるいは新たな主体はということで、関与主体にはそれぞれ何をすべきなのかということ勝手に書いております。

これまで国は27年電調審、それから12年の特措法、そしてこれが22年に切れます。



今後これをどうするのかということがまず論点の1つにあるだろう。そのときに特措法のあり方、僕は基本的には延長をすべきだと。だけれども、単純延長でいいのかねというところがあって、まずは、これは経企庁のときにも立地部会がフォローアップ調査をしております、計画について。もう一回これ特措法で原子力立地会議でオーソライズされた計画が十数地点ありますけれども、これがどうなんだということのフォローアップの問題。

それから、単純延長ではないというところの視点として僕は計画対象地域、三法エリアは実態的な生活圏とは違います。影響圏、何かあったときに問題が起きるエリアという設定の仕方ですので、実態圏域としてどう考えていくのか。

それから、計画のスキームとして立地円滑化から地域振興のあり方を軸としたスキームにどうするのか。

それから、プロジェクト主義の展開。特措法の計画を見ますと、これを申請しますよというプロジェクト主義でございます。これは地域の側からいえば何も実感がないんですよ。非常に薄いと僕は思っています。もっと複合的あるいは相乗的プロジェクトとプロジェクトをどういうふうにつなげていったらどういう効果があらわれるんだということまでの手立というものを議論すべきかと。

それから、4つ目が、原子力立地会議のあり方ということ。プロジェクトに係る支援から計画のもつ論理体系あるいは地域像に対する議論というものを考えていくことに軸足を置くべき。したがって、検討体制も再検討すべきだというふうに考えています。

2つ目の関係自治体でございますけれども、主として道、県でございます。これは特措法の計画の立案策定体制をどうするのかとか、あるいは意思決定、制度設計のメカニズムとかプロセスの透明性、専門的な用語はいらないと僕は思っています。それは専門分野でお願いすればよくて、もっと議論の余地があるやり方とか意見が言える場面とかあるいはプロセスというものについて透明性を持たせること。決まったことをどうですかと諮ってもこれはなかなか難しいというふうに思っています。

bの立地自治体のほうですと、少なくとも僕は知的社会基盤というふうな表現を使っていますけれども、ハードな基盤に対してさまざまな人をつくっていく、あるいはそれが風土化する、土壌化するという知的社会基盤というものをつくる。

もう1つは、先ほどの前の話にもありましたけれども、僕は農業の問題、最後のほうに意見あったと思いますけれども、在来の農業、基軸産業にどう手を加えていくのか。最も実感が得られる分野、住民にとって実感が得られる分野というのはこの分野しかないんです。こ

ここにどういふふうに手を染めていくのかというところが地元自治体あるいは国、県等が頑張っていくところだろうと。

3つ目の施設者、これはよくわからないですけれども、発電所の地元会社化の可能性を吟味すべきと。もっと言えば、僕自身が確認しておりませんが、2兆5,000億出した核燃料サイクルの立地地点の六ヶ所村がまた出稼ぎが始まっている。これはどういうことなんだろうというふうに素朴に思っています。やはりそういう地元というものを、株式だけがどうのこうじゃなくて、地元会社化というものを可能性を吟味してほしい。

それから2番目に、普段の地域社会活動、もっと言えば地元住民の方々は専門用語がわからなくても施設者側との日常的会話の積み重ねの中から、信頼関係がそこで得られれば合意形成される。例えばプルサーマルの問題とかですね、そういったところがあるだろう。

もう1つは、やや古い言葉ですが、今日的参宿所の再現。警察、交番の派出所の所長さん、それから学校の校長先生、電力会社の営業所の所長というのは昔は結婚式に招かれたようなそのぐらい信頼されるようなものにしていく必要があるだろうというところが今日的参宿所の再現ということになっています。

4番目に新たな主体の形成というところで、これは最近お邪魔した鹿児島で、北鹿児島電源地域総合研究所推進協議会というものがあります。もっと言えば、むつ小川原産業活性化センター。これは100億財団の16億円相当分の運用益でシンクタンクをつくっている。こういったことについて少し国がどうだこうだではなくて、立地地域の主体性というものを前提にしながらこういうことを考え、あるいはさまざまな交付金等の受け皿にも僕はなり得るものまで育て上げるということが実感のある地域振興というものに結びつけてくるのかなというところがございます。

ざっと15分、やや過ぎてしまいましたけれども、基本的な考え方を述べさせていただきました。以上でございます。

(近藤委員長) 大変ありがとうございました。いつも石井さんには受ける刺激の大きさが特別なわけですが、きょうのお話もまた非常に重要なことをたくさんお話しいただいたと思います。

私から最初に1つだけ質問させていただくとすれば、最近思っていますのは、発展にはクリティカルマスというのがある、言葉規模の小さな地域が自律的に発展するにはどうしても限界があるのかなと考えるのです。しかし一方で、その地域は孤立系ではない。周辺地域まで考えれば、自律的に発展できるタレントやリソースがあると言える範囲はあるはず。と

すると問題はそういうところまでが発展の仲間というか、参加者に、あるいは共同経営者になり得ていないというところに、当該地域がクリティカルマスに達していないという問題があるかなと思うわけです。

しからは、そこをどうやって乗り越えていくか。そういう範囲で共存共栄、ウィンウィンだよとわかれば、自動的に参加者が集まるに違いない、隣接自治体も含めて、そういう風にポジティブに大きく考える人が多いといいと思うんだけど、実際はそうはなっていない。で、そういう時には、そこに何か触媒を投じる役目として国が、例えばかつて地域再生プログラムにちょっとお金をつけただけでも随分と地域再生に向けての雰囲気が変わったところがあったことを思い出してですね、旗を振る、頭と振り向けさせる責任と役割があるんじゃないかと思うのです。お話しをお聞きしながら、いろいろな形で、あなたもそのことをおっしゃっているようにかかっていかかもしれませんが、聴いていました。

今回の成長戦略においては、地域の発展が日本にとってとても重要としているのですから、原子力施設は勿論数がかぎられているわけですが、その発展のためにご指摘のように非常に大きなリソースがこれからさらにも投じられるに違いないとすれば、これをその契機に使わないほうはないと考えています。で、ぜひ、そういう切り口からも新しい提案をしたいと思っていますので、きょうお招きし、お話を伺った次第でございます。

かってな感想を最初に申し上げてしまいました。それでは、各委員からご発言をどうぞ。

はい、大庭委員。

(大庭委員) 2つほど質問をさせてください。1つは、テクニカルな話です。今日は時間が無いということで全部説明されませんでした。下のところの地域振興の実態についての資料の中に、地域形成過程分析は3題あるんですけども、要因分析は2つで東海村が落ちています。東海村については何か特殊な事情でもあるのでしょうか。

(石井代表取締役所長) いえ、同じフェーズでまだやってないということだけでございます。ただここで1つ言えるのは、要因分析というか東海村はどう変わってきたのかということだけを申し上げるのであれば、4ページの表をお開きいただければと思います。東海村というのは基本的には三法前ですね。右側に、その辺の中身はともかくとして、右側の二重マスをごらんいただければいいと思います。これを振り返ってみますと、結果こうなってるよということなんですが、大体大きくは4つのフェーズに分かれています。

1つが基本的社会資本の整備ということで、当時の原研が入ってくるということで、細かなことで恐縮なんですけれども、原子力村をつくるのではなくてということで、社宅の配置

の問題とか校区の再編の問題とか、幼稚園の村営化とか、もっと言えばかなり当時はスポーツ活動というものをしてきました。

2つ目のフェーズというのが、地帯整備計画、これは国の法律に沿ったもので、村の骨格をつくっています。

1つ申し上げるのを忘れたのが、基本的社会資本整備の中に、東海村は農業がやはり基軸だということで農村整備、農業基盤整備に最初から手を染めたんです。これが今日的に東海村が変わろうとも農業が依然として頑張っておられる基盤になっているんだろうということは申し添えたいなというふうに思っています。

3番目が、地帯整備計画の後で三法ができて、都市基盤ができるということで、振り返ってみると、東海村の融和施設整備事業というものと、東海村社会関係形成事業といったようなもの。左側のさまざまな制度、三法、地帯整備計画というものが東海村の骨格形成事業、東海村の今日の骨太な地域像なり公共施設整備をつくってきた。

また、ここに書いてないですけども、役場職員を専門職制度的に、15年、10年異動させないんです。特に企画の人なんかは。これはすごい信頼関係を施設者のほう、住民にとっても大きなポイントだったと僕は思っています。そういった小さな事柄を当時の川崎村長から以降、須藤村長、現在の村長までずっと続けてきているというところが、絵には書いておりませんが、この表の中で私は言いたいこととございます。

(大庭委員) もしそうだとすると、これは2つ目の質問にかかわるのですが、最後のほうに言及されている地方分権への国の関与ということですけども、先ほどからいわば内発力という言葉が使われて、地域のほうの受け皿、例えば知的基盤であるとかいろいろなアイデアであるとか運用であるとか、今の東海村の状況がまさしく良い例だと思うんですけども、そういうことが地方分権を進める上で大事な点だとすると、国は何ができるのか、何をするのが正しいのかということ。それもお金ではないというふうにさきほど発表ではおっしゃったんですが。

(石井代表取締役所長) お金だけではないと。

(大庭委員) だけではないのですよね。そうすると、しかしながら余りにも国主導でいろいろなことをするというのは、内発力を振興する方向とはちょっと逆かなという気がするのです。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

(石井代表取締役所長) 基本的には、特に原子力立地地域というのは農山漁村、都市型というのは柏崎、敦賀、薩摩川内。薩摩川内といっても田舎ですよ、はっきり申し上げて。だから、

都市型は2つしかない。結果は農山漁村だとするならば、まずはお金がない。だから、三法で、あるいは地域対策交付金でいろいろなものができた、これはいいと思います。

さらにそこに、それはできたということだけでなく、どういうふうに使おうのかということもこれは地域の側の努力です。だけれども、地域の側というのは立地主体はともかくとして、今近藤委員長がおっしゃったように、広域的な取組に対して余り国は手を差し伸べていないと僕は言ってもいいと思います。交付金1つとっても、立地が半分、半分は周辺だとか、そういうことを考えると、一体的にやろうといってもなかなか一体的にやりづらい環境だということはあると思います。

それからもう1つは、ソフトが知恵を持っているようで持っていない。

(大庭委員) どちらでしょう。国でしょうか。

(石井代表取締役所長) 逆です。それを個別情報でも何でもいいから、そういったところにきめ細かなところで、ほかの地域ではこういうことをやっていたよとか、やっていたという具象情報ではなく、それはどういう仕掛けでやっていたのかということをついでも引き出せるようなものがあると非常にわかりやすくなるのかなというふうには思います。

(大庭委員) 非常にバランスが難しいと思うんですけども、余りにも国がそれをやるというのはやはり内発力の発展とは違うほうにいくと思うんです。ただ、地域の側がもし、例えば他の地域について知りたいとかいう場合になど、いろいろなほかの事例を参照できるような仕組みをつくるという点ではいいと思います。ただ、それはあくまでも地域の側が交付金なり何なりがきたときに、あるいは電源があるというときに、自分たちの自治体をどういうふうにするのかということへのかなりの強い意思の存在が前提となるでしょう。その意思自体あるいは力を結集しようという意思の形成自体を国がどうこうすることはできないので、その辺はちょっと難しいかなというふうに私は考えます。

(近藤委員長) ちょっと余計なことを云わせてください。東海村は村といいながら人口が3万ですし、発展のための知的リソースも、周辺地域まで含めて考えると、日本で有数でしょう。だから、ほかをここと比べるのはなかなか難しいことをしているのではと思います。これは前置きで、申し上げたいことは、従来、地域発展モデルとしてリサーチパークというコンセプトがもてはやされたんですけども、最近、これの限界というか課題が見えてきて、イノベーションエコシステムという。エコロジカルシステムとして設計するべきという考え方が出てきています。それは単に研究組織が集まっただけでは発展が保証されなくて、そこにある種の全体性というか、有機的な連携のあることが重要ということが認識されてきたゆえで

す。これが正しいとすると、そういう意味の全体性、発展のためのある全体性というものをどうやって用意していくかということが課題になります。特定の自治体、単に歴史的な地理的ないわれで区切られている自治体がそういう意味の全体性を確保できるかと。答えはおそらく、それは無理と。そうすると、そのところをどうするかということが 이슈。それを国がトップダウンでやるのか、地域連合でやるのか。そのところをどうやって仕掛けていくかということについて、石井さんは提案しているんですね。そういうことを一所懸命おっしゃっている。私としては、それを可能にする制度の提案をするのが、ここでの仕事。だれかこれを法案にしてほしいと。勿論、この法案の中身をもうすこしなんとか用意していただかないと前に進まない。大庭委員も、多分そういう問題意識で質問しているんだと思うんですけれどもね。

(大庭委員) 全体性は大事だということをだれが認識しているのかということなんですね。全体性が大事だというふうに自治体の人々が考えるのであれば、自分たちで地域連合をつくるというのがなんとなく正しいかなという気がします。もし内発力が大事だとおっしゃるならばです。

(近藤委員長) それは、そういうことはいいことだ、そうしたほうがいいんだよというメッセージが社会に流布して、それが常識として共有されなきゃ転がりようがない。他方で、それを無理やり押しつけても多分うまくいかない。さまざまな産学官のアクティビティがそういう問題意識を持ってなされなきゃならないということでしょう。

(石井代表取締役所長) そういう観点から書いたのが特措法のあり方というところにつながるわけですね、制度論的に言えばですね。だから、これは先ほど申し上げましたように、やはり今までやってきたものをこれはきちっとすべきだ、P D C A サイクル的に言えばですね。それとあと、問題になってる、全体像というのは、さっき委員長がおっしゃったのは、僕は影響圏域ではなく、人がうごめきあう実態圏域、この中でのものに変えていく必要があるんだろうと。そうすると、今の計画対象地域というものを、例えば浜通り、嶺南あたりは多分生活圏とはかなり違うわけですね。その辺をどういうふうに変えていくのか。

そういう点やはり計画書を見ると、極めて人の顔が見えない計画であり、無味乾燥な計画のものをもう少し全体像が息吹をわかるようなものに、計画の内容も含めて変えていかなければいけないのかなというところをここの特措法のあり方、延長前提に、だけれども単純延長じゃないというところを僕は制度論的には申し上げたかったというところがございます。

(近藤委員長) 予定の時間が過ぎていきますので、一言ずつご発言あれば。

秋庭委員。

(秋庭委員) 今までうまくいっている例を東海村とか美浜とかお示いただきましたが、じゃあみんながみんなうまくいってるかといったら決してそうじゃなかったと思うんですね。だからこそ今もうちょっと全体像というのを考え直したほうがいいんじゃないかということが出てきているんだと思うんです。先ほど大庭委員からもお話がありましたが、それは国やあるいは研究者が言うことなのか、そうではなくて私はやはり地域の人たちから発想があつてからこそその全体像であり、そして受け皿というか広域のつながりという、広域での地域発展というのを考えるべきなんじゃないかなと思うんですね。

そこに地域の人たちがそういうことを考えられるような仕組みづくりというものを、先ほどソフトの部分で知恵をもつと地域の方たちに、知恵や工夫ができるような環境を整える必要があるというご提案もありましたが。私は今求められているのはまずそこではないかと思うんですね。地域の人たちが自分たちがこの発電所をてこにどうやって周りの人たちも巻き込んでそれぞれのまちや村が、人口減少もありますし、高齢化になっている中で、どうやって生活圏を広げていって一緒に組んでいくかということに住民の人たちが取り組めるようなお膳立てをすることこそが国の考えるべきことなのかなと思うんですが。その辺はいかがでございましょうか。

(石井代表取締役所長) なるほど、おっしゃるとおりだと思います。ただ、地元というのはなかなか日々忙しく動いておりますので、なかなか先生がおっしゃるようなところにまで行き着かない部分があります。少なくとも先生がおっしゃった意見にプラスをするとすれば、そういった個々の事象を積み上げるといふことにとどまらず、それを風土化するか基盤化するというところにまでつなげていかなければ、何がどう入って、すばらしいものが入ってきてもそれはそのままですよ。当たり前前の効果しか出てこないんですよ。当たり前前の効果プラスそこに知恵の中での増幅効果というものは地域の知恵になりますから、そういった風土とか土壌をいかにつくっていくのかという。だから、これは僕は長期戦略だと。だから、40年、50年の時間軸の中で調べてみたというのがそういう背景でございませう。

(近藤委員長) どうぞ。

(鈴木委員長代理) 大変ありがとうございました。私もいろいろ地域の方と話して思うのは、きょうお話しされた中の長期戦略の話なんです。制度というのは経路依存性がありますよね。だから、そこら辺の改革したいとは思っても、なかなかそれに乗っかっちゃってるところで身動きとれないというところがあると思うんですね。交付金制度というのは非常

に当初はもちろんうまく機能していたと思うんですけども、延長延長できるところがどこかでリセットできればいいんでしょうけれども、なかなか難しい。

きょうのご提案は、その中でいろいろ工夫されて提案されているのがいっぱいありますので、私としては勉強したいと思うんですけども。1つ、成功例の中でおもしろかったのが、両方ともが、2つの美浜と玄海の話で、行政主導から住民と連携したまちづくりとか、合意形成と対話プロセスの改革とかというのが入っていきまして、言ってみれば民主的なプロセスを積極的に取り組んだというふうに解釈していいかと思うんですが。それはそういうキーワードで考えていいですかね、今の。

(石井代表取締役所長) いえ、民主的プロセスでは僕はないと思うんです。むしろトップダウン的にもって行って、それを了解できる人間が何人いるかということと僕は思います。その人たちがうごめいたときに、その周りに人垣ができるはずなんです。

(鈴木委員長代理) そうすると、かなり町長さんとか議会の方々の知恵でまちを動かしてきたと、そこが大事、それを地元の方が受け入れるという、こういうプロセスが大事だと。

(石井代表取締役所長) トップダウン、美浜なんかは典型的なトップダウンですね。

(鈴木委員長代理) なるほど。そこにどうやっていい知恵をもっていくかという。

(石井代表取締役所長) そうですね、だからこそ美浜の場合福井大学との協定を結んで、さまざまな地域づくりあるいは専門分野について先生方が必ず必要に応じて入っている。それをそこに住民が入って、終わったらレポートを交換していきながら議論していくというような、1回こっきりじゃない、波状的なうごめきをつくっていくというところが、トップダウンでもそれでオーケーだというふうに僕は考えます。

(鈴木委員長代理) トップダウンの後にそういう民主的な。

(石井代表取締役所長) そうですね。

(鈴木委員長代理) なるほど。ありがとうございました。大変参考になりました。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 本当に手短かに。9ページのところに内発的新産業の創出というのがありますが、多くの発電所は農村地域に立地しているということを考えて、おっしゃるように都市化とは別の原理で今後も発展する価値観、そういった価値観を持っている、すなわち出稼ぎもしなくていい、自然と共生しながら生きていきたい。そう考えたときに、原子力発電所の持っているユニークなリソースも使いながらやっていける内発的新産業というものの具体例としてどういうものをお考えなのか、お聞かせ願えますか。



(石井代表取締役所長) 最近はやっているのは原子力立地施設を観光施設化していこうという  
うごきが北のほうでいっぱいありますけれども、本当かなというのが素朴な疑問であって。  
例えば細かな話で恐縮なんですけど、風力発電1つとっても、下請けに出せるものは2億5,  
000万あると。これ今青森なんかでも全く地元で使われていない。そういうようなメンテ  
ナンス的なものとか。あるいは先端的な技術じゃなくても、少なくとも例えば玄海なら玄海  
産業が6,000人のまちで120人の雇用を生み出すというような、今ナンバーワンの雇  
用力を持っている企業です。だから、余り原子力発電所立地地域だからということで先端的  
ではなくて、その対極にあるローテクのものをまずはやっていく必要があるんだろう。その  
ローテクのものは何か先端的なものをやったところで、何か足腰が幽霊のようなものでしか  
ないんだろう。そういう小さなことをどう積み上げていくのかということだかなと思ってい  
ます。

(近藤委員長) はい。議論は尽きないと思いますけれども、時間がまいりましたので。

きょうは大変貴重なご意見をありがとうございました。

(石井代表取締役所長) ありがとうございました。

(近藤委員長) それでは、次の議題。

(3) 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について (答  
申)

(中村参事官) 3番目の議題でございます。日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物  
質の加工の事業の許可につきまして、平成19年第23回原子力委員会定例会議で説明を受  
けましたが、答申の整理が整いましたので、ご審議をお願いいたします。それでは、加藤参  
事官補佐よりご説明いたします。

(加藤参事官補佐) 本件の答申案、資料3-1に基づきましてご説明させていただきます。

資料第3-1号の2ページ目の頭からでございます。本申請につきましては、日本原燃株  
式会社が、同社再処理事業所再処理施設において回収するウラン・プルトニウム混合酸化物  
(以下「MOX」という。)粉末を用いて発電用軽水型原子炉用MOX燃料を製造するため、  
同事業所内にMOX燃料加工施設を新設することから、核燃料物質の加工の事業の許可を受  
けようとするものでございます。

なお、原子力政策大綱におきましては、再処理施設の運転と歩調を合わせまして、国内の

MOX燃料加工事業の整備を進めることとされてございます。

まず、審査項目の1点目、加工の能力でございます。1. 本申請に係る加工の能力につきましては、国内電気事業者のプルトニウム利用計画における核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと思われるとしました経済産業大臣の判断につきましては妥当と考えております。

審議項目の2点目でございます。経理的基礎の部分でございます。本申請に係る施設の工事に必要とされる資金につきましては、申請者の自己資金等及び借入金により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること、また、加工の事業の開始後における資金計画については債務返還等を減価償却費等により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること、及び収支見積りについては累積債務の返済に見通しがあることから、加工の事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められるとした経済産業大臣の判断につきましては妥当であると考えております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

資料の表書きにありますように、経済産業大臣の許可の基準の適用についての判断は今ご説明ありましたような理由から妥当であるとの答申をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、鈴木委員。

(鈴木委員長代理) コメントだけ。資料3-6の一部補正による経理的基礎に関する説明資料の中で、工事に要する資金で総工事費が1,327億円から1,932億円に変更しているということ。経理的基礎があるということの問題ないということですけども、600億円近く、50%ぐらい建設費が増えているということについて、これが将来原子力発電の競争力とか電気料金の負担にならないようにぜひ努力していただきたいというのが私のコメントであります。よろしくお願いします。

(近藤委員長) 適切なコメントと思います。

ほかに、はい、秋庭委員、どうぞ。

(秋庭委員) 私もコメントです。同じく今の資料3-6の工事費に関することなんですが、これだけ増えるということによって国民の負担が増えないかどうかということが心配になりました。国民の負担がなるべく増えないようにさらに努力していただきたいというのが私のコメントです。

(近藤委員長) はい。工事費用が増えれば国民の負担が増えないはずはないわけです。私どもとしては、原子力発電が経済的な電源でありつづけるよう、経営努力をされたいということ、を絶えず申し上げてきているところですが、いまほど鈴木委員からこの数字を見て、改めてそのことをコメントされたところ、秋庭委員からも同じ趣旨のコメントをいただいたと整理させていただきます。

ほかに。

それでは、本件、この文案で経済産業大臣宛て答申すること、ご異議なしということよろしいですね。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、次の議題。

#### (4) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可について (答申)

(中村参事官) 4番目の議題でございます。リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の許可につきまして、平成21年第48回原子力委員会定例会議でご説明を受けましたけれども、答申の整理が整いましたので、ご審議をお願いいたします。それでは、続きまして、ご説明をお願いします。

(加藤参事官補佐) 資料第4-1号に基づきまして、答申案に係るご説明をさせていただきます。

資料4-1の2ページ目でございます。まず、本申請の概要でございます。本申請につきましては、リサイクル燃料貯蔵株式会社が同社リサイクル燃料備蓄センターにおいて実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵する目的で、使用済燃料貯蔵施設を新設するため、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けようとするものでございます。

審査の項目の1点目でございます。まず、平和利用でございます。本申請につきましては、本使用済燃料の貯蔵の事業につきましては、使用済燃料貯蔵契約により、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵することを目的としていること。貯蔵された使用済燃料につきましては、再処理等を行い、原子炉で燃料として利用するため、使用済燃料貯蔵契約に基づき、確実に契約先に返還すること

としている。以上のことから、本件の使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断につきましては妥当と考えてございます。

2点目、計画的遂行でございます。本件申請に係る使用済燃料貯蔵施設につきましては、使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を目指し、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与することを目的として設置するものであること。使用済燃料の中間貯蔵は、使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を行うことを可能とするので、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与する手段として重要とし、使用済燃料は、当面は、利用可能になる再処理能力の範囲で再処理を行うこととし、これを超えて発生するものについては中間貯蔵することとするといったしました原子力政策大綱の方針に沿ったものであること。以上のことから、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当であるものと考えております。

審査項目の3番目でございます。経理的基礎に係る部分でございます。本件申請に係る施設の工事に要する資金につきましては、申請者の自己資金、前受金、減価償却費等及び借入金により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること。事業の開始後における資金については、工事資金、債務償還を前受金、減価償却費等及び借入金による充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること。収支見積りににつきましては、累積債務の返済に見通しがあること。東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社が使用済燃料の貯蔵の事業の実施に伴い発生する総費用を負担することについて、申請者と合意していること。以上のことから、使用済燃料の貯蔵の事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当であると考えております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

本件につきましても、ご説明いただいた理由で、資料の表書きのとおり、答申することにしたと考えますが、いかがでございましょうか。

はい、尾本委員。

(尾本委員) 発電所外に中間貯蔵するというのは、今の答申書にありますように、柔軟性を付与する手段として重要という認識でありまして、そういう点でこの計画というのは随分時間がかかっていますので、タイムリーに建設が終了することを期待しております。

以上、コメントです。

(近藤委員長) 他に。

よろしければ、この文案で答申をすることにしたいと思いますが、よろしいですね。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。ところで、このMOX燃料の加工事業と使用済燃料の発電所敷地外貯蔵という事業はいずれもこれが本邦で初めて許可申請がなされたものです。而して、加工事業に係る事業許可の申請に対しては、発電所等と異なり、平和の目的以外に用いられるおそれなしとしないことについて判断しなくていいことになっているのですが、この事業がウラン・プルトニウム混合酸化物を扱うことに鑑みれば、この観点から私どもとしてどう考えているのかをここで明らかにするべきではないかというご意見があってもおかしくありません。

そこで、このことについて委員会は、政府が法律の定めるところによって事業に係る施設において国際保障措置、核セキュリティ対策そして核物質防護対策がきちんと講じられることを確認して施設の使用開始を認可するものと認識した故に平和の目的以外に用いられるおそれはないと判断したのだということを、ここで明らかにしておきたいと思います。

さらに、私どもとしては、政府がこの事業者に対して職場の隅々に至るまで核不拡散文化、核セキュリティ文化を徹底するように、これらの文化の醸成を保安規定等において安全文化の醸成と並んでお約束いただくようにしていただきたいと考えています。このこと、私ども常日ごろ申し上げていることではありますけれども、この機会に改めて申し上げたいと思う次第です。

そこで、委員会が本答申をなすのは、この二つのことが政府の責任において確実に実施されるであろうとの認識をもった所以であることをここに委員会の総意として表明することにしたく、ご賛同いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) はい。それでは、そのように決しました。以上でこの議題は終わります。ありがとうございました。

(5) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）

(中村参事官) 続きまして、5番目の議題でございます。四国電力株式会社伊方発電所の原子

炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）につきまして、本年の第8回原子力委員会定例会議で説明を受けましたけれども、答申の整理が整いましたので、ご審議をお願いします。それでは、続きまして加藤参事官補佐よりご説明いたします。

（加藤参事官補佐） それでは、資料第5－1号に基づきまして、答申案についてご説明させていただきます。

ページめくっていただきまして、2ページ目の冒頭からでございます。まず、本申請の概要でございます。本申請に係る変更内容につきましては、3号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い、蒸気発生器保管庫（1号及び2号炉共用）を1号炉、2号炉及び3号炉の共用にするとともに、取り外した3号炉の原子炉容器上部ふた等を蒸気発生器保管庫（1号、2号及び3号炉共用）に貯蔵保管するものでございます。

まず、審査項目の1点目、平和利用に関してでございます。本件申請につきましては、原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと。発生する使用済燃料につきましては、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと。海外において再処理を行う場合は、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときには、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと。以上のことから原子力が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるものとした経済産業大臣の判断につきましては妥当と判断しております。

2点目、計画的遂行でございます。本件申請につきましては、原子力発電を基幹電源に位置づけて、着実に推進していくべきとする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること。発生する使用済燃料につきましては、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること。本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質につきましては、長期購入契約等により計画的に確保する方針であること。発生する放射性廃棄物につきましては、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと。以上のことから、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当であると考

えております。

3 点目でございます。経理的基礎の部分でございます。本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要といたしません。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題がないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当であると考えております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

本件、いかがでございましょうか。

ご異議がなければ、5-1号の表紙にありますような文言で経済産業大臣宛てに答申することにしたいと思いますが、よろしゅうございますね。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) はい、それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

この議題はこれで終わります。

次の議題。

(6) 原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方に関する評価について(案)に対する意見募集について

(中村参事官) 6番目の議題でございます。原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方に関する評価につきまして、案に対する意見募集について、迫田主査よりご説明いたします。

(迫田主査) それでは、まず資料第6-1号について説明させていただきます。

放射線利用に関する政策評価につきましては、昨年10月より原子力委員会において行っているところでございますが、このたび報告書の案としてとりまとめを行いまして、国民の皆様からのご意見を募集したいと考えております。

意見募集期間につきましては、4. にございますように、平成22年4月20日から5月6日の2週間程度を設定しております。

意見の提出方法等につきましては2ページ以降に記載しておりますので、適宜ご参考ください。

次に、パブリックコメントの対象となる報告書本体、資料第6-2号について説明をいた

します。

まず、1枚目の表紙をおめくりいただいて目次をご覧ください。報告書は5章から構成されておりまして、第1章に、現在までの評価作業をまとめた評価作業の経過。第2章に我が国の放射線利用に関する概況、そして第3章に、現在まで定例会等において聴取いたしました主な関係行政機関等の取組等とともに、関係行政機関等の取組に対する評価を記載しております。そして第4章に、現在までの調査審議を踏まえまして、放射線利用を進める上での課題と、そして解決に向けた方策等をまとめております。そして第5章に結論としまして、関係行政機関等への期待または求める内容について記載をしております。

次に、報告書の内容について簡単にご説明いたします。1ページ目から25ページ目、「はじめに」から第3章の3.1までについては事実関係の記載ですので、省略させていただきます。

27ページをお開きください。27ページには現在まで聴取いたしました関係行政機関等の取組に対する評価を記載しております。具体的には、関係行政機関等において、原子力政策大綱に示す基本的考え方を踏まえて取組が着実に進められており、これらの取組が科学技術・学術の進歩等に貢献していると評価できるとしております。

この下、以下につきましては各分野における取組状況を総括したものを記載しております。

そうしたことによりまして、29ページ中段ですが、このように関係行政機関等において取組が着実に進められている一方で、財政状況が厳しい中で施設・設備の維持が困難になっていること、また一部のアイソトープの供給が不足していること等、一部の分野において課題等が指摘されており、関係行政機関等においてこれらを解決するための適切な対応が必要であると示しております。

これらの課題や解決方策等につきましては、30ページ以降の第4章に記載をしております。まず(1)放射線利用に係る施設・設備の整備と共用の促進でございます。施設・設備の整備・維持・改廃につきましては、国の財政状況が厳しくなる中、運営費交付金の削減により維持／管理／運営が困難な状況にあることが関係者より指摘されているといったこと等を踏まえまして、下のパラグラフのほうに、関係行政機関、研究開発機関、大学等の関係者は、これらの施設・設備について共同での運営・利活用、又は外部資金の活用等をはじめとして、効率的かつ効果的な施設・設備の維持等のあり方に関して積極的に連携して検討を進めていくことが重要であると示しております。

次に(2)、32ページをお開きください。(2)産学官連携の推進につきまして説明い



たします。①先端研究開発施設における産学官連携につきましては、産学官連携を国全体として推進する観点から、先端施設の利用等を通じた産学官連携の取組を今後も着実にを行うことを期待するといったことを表明しております。とともに、地方自治体においても、先端研究開発施設を拠点として地域産業の振興のために資する産学官連携の交流・連携を図ることを期待するといったことを示しております。

次に、②放射線医療分野における産学官連携としまして、佐賀県で進められている民間初となる重粒子線がん治療施設を好事例といたしまして、産学官のリソースを結集して地域社会のニーズを真に踏まえて効果的かつ効率的にプロジェクトを進めることが地域の持続可能な成長に大きく貢献すると考えると、これらを踏まえて、今後、各自治体においてこのような地域の特色を生かしたプロジェクトが展開されることを期待するといったことを示しております。

33ページに移りまして、(3)放射線源の供給のあり方についてでございます。放射性医薬品の原料である放射線同位元素モリブデン-99につきましては、多くの関係者から供給不足が指摘されております。これらを踏まえまして、34ページの中段のほうに、これらの状況を踏まえ、文部科学省及び厚生労働省をはじめとする関係行政機関が産業界・研究開発機関等とともに、モリブデン-99の安定供給のための対応を検討することが必要であるという考え方を記載しております。

次に、(4)安全の確保と合理的な規制について、これにつきましては、規制のさらなる合理化が必要であるといった指摘が関係者より多く寄せられました。これらを踏まえまして、規制当局は規制のさらなる合理化が必要であると認められる場合には、安全確保を大前提として最新の科学的知見に基づき関係行政機関と緊密に連携して適切な対応を行うことが期待されるといった旨示しております。

36ページをお開きください。(5)放射線利用に対する理解促進のあり方についてでございます。放射線利用に対する国民の理解促進がなかなか進まないといったことで放射線利用もこれによって進みにくいといった懸念が産業界等から寄せられました。そして、これらを踏まえまして、37ページの中段に示しておりますように、このような課題に対して関係行政機関等は放射線利用が身近なところで行われており、その便益が日常生活を豊かにするために多大な貢献をしていることをアピールしつつ、さらに理解促進のための取組を行うことが重要であるとしております。

また、中学校学習指導要領の改訂により、放射線の性質と利用についても取り扱うように

なったことを踏まえ、これらの教育が効果的かつ着実に実施されるよう、原子力関係者のさらなる協力・支援、地方公共団体等の関与を期待するといった旨示しております。

そのほか、(6)人材育成・確保のあり方、また(7)放射線利用に係る国際協力、そして(8)基礎的・基盤的な研究、技術の確保等につきまして、課題又は解決方策について示しております。

41ページ、最後に結論を第5章にまとめております。中段のほうに主なポイントとして、原子力委員会は、関係行政機関に対して、引き続き原子力政策大綱に示す基本的考え方を尊重して取組を進めることを求めるとともに、先ほどご説明いたしました、第4章に示した課題等解決に向けた方策等に留意して、今後取組を一層充実することを求めるとしております。

そしてまた、地方公共団体や事業者等においては、本報告書の内容に留意して、放射線利用の一層の促進に向けた取組が進められることを期待する、としております。

次のページ以降につきましては、報告書の中における主な用語を解説したものをまとめたものでございます。本文と同時にこの用語解説についても参考資料として提示する予定でございます

パブリックコメントは本日3時に開始したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご意見をどうぞ。秋庭委員。

(秋庭委員) 全体につきましては、はじめにの最後から2つ目のパラグラフ、2ページのところにありますように、本当に放射線が国民の生活の身近なところで大変利用されているにもかかわらず、なかなか国民の正しい理解が不足していて、例えば食品照射など過剰な反応が多いというのは残念だと思っています。ここを何とか進める必要があると思うんですが。これから省庁横断的に国民に直接語りかけていくことなどをすることを望んでいます。これはコメントです。

もう1つコメントです。33ページのモリブデンについて、アイスランドの新聞の記事にも出ていましたように、アイスランドの火山の噴火による影響によってモリブデンの供給不足の危機という、まさに今そういうことが起きていて、その前にもカナダで供給ができなくなってしまうという可能性があるということもありました。そのことについて、国内でまかなう自給をどうするのかということなど、早急に検討はすることが必要であると思っておりますので、これもまた体制を考えていく必要があると思っています。

以上です。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 今の秋庭先生のご発言の中の2つ目の点と重複するのですが。私も33ページについて、モリブデンの件ですけれども、日本が例えばアジアの中でネットワークを組むとか、日本の国内での生産とか、そういう手段をとることをやや今まで遅きに失したという感じがあります。そしてそういう中でごく最近今お話があったような件が生じていて。そういうことを踏まえた上で、このレポートは本日出るわけですから、この33ページの記述というのはいささかお叱りを受けるところがあるのではないかなと。もう今となってはこの記述を変えることが難しいかもしれませんが、いささかそういう懸念を持っています。

(近藤委員長) 変えるのは構わないのですが、何をどう変えるかが問題だと思います。たくさんご議論いただいたところですので、今までいただいたご議論を総括すると、今ここで我々として言うべきはこういうことだというふうにこれを書いたわけです。

(尾本委員) 具体的にいいますと、国内需要の一部を自国で生産することの可能性についても検討の余地があるというのは、非常にそういうこともあり得るべしということなんですが。実際には国内生産というのも1つのオプション、それからアジアの中でネットワークをつくるということもまたオプションでありますし、今の供給のサプライチェーンよりも別のものをいろいろと考えておくということについてはもう少し前向きな姿勢があってもしかるべきではないかなというのが私の考えです。

(近藤委員長) ここは、34ページの最後の3行、さまざまなそういう議論を踏まえた結果として、関係省庁が対応策を検討することが必要であると、これは事実上やりなさいと言っているということだと思います。今我々が言うべきは、やりなさいということではないかということであり、その中で、おっしゃるように、さまざまな選択肢も当然検討されていくべきであるというふうに思っていますので、これを必要である、対応を検討することが必要であるという言い方を書き換えるとしたら、具体的にどういうふう書き換えたらいいかをご提案いただく必要があります。そういうご意見があった、アジアの他の国の施設の建設に例えば共同建設するとか、そういうことのご提案があったことについて、それが書いてないということであればそこへ書き足すということになります。このくくり方は、このことについてこういう議論・意見があって、これらを踏まえると我々として、原子力委員会としてはこういうことについて検討を設けることが必要であるということを行っています。

(尾本委員) 私の提案はそういう観点では、34ページの3の一番最後のところですが、対応

を検討することが必要であるという、必要性の認識というのは皆さん持っていると思うんです。しかし、じゃあそのタイミングがどうなのかと、そういう観点で、対応の検討を急ぐ必要があると、こういうことではないかと思います。

(近藤委員長) なるほど。それは異議なし。

(秋庭委員) 私もそういうつもりでお話ししました。

(近藤委員長) そう書いた方が皆さんの雰囲気踏まえていけばそれでいいですね。

がん治療をめぐる放射線治療の位置づけに関するご認識について、放射線と中性子線は違うことについても初めて勉強したとかいう方もいらっしゃるって、いろいろここに書いてあること以上にもう少し我々がケア、注意深くしなきゃならないということがどうもあるような感想を持った。今ごろ持ったのかと言われてしまうとちょっと恥ずかしいが。

ただ、そういう目で見ますと、この紙がちょっとプロ、専門家的に書かれていて、そういうベーシックなデータが押さえられていないということはあるよね。例えばがんと化学療法と手術、外科的なものが大体どんな数になっているという、どんなグラフになっていると、どこでも転がっているグラフがあるのですが、そういうことすら反映してないですね。だから、そこはちょっとそういう意味でせつかくこのレポート、そういう意味の我々が本当に伝えたいと思うことについて、エビデンスを書き込むとかそういうことがあってもいいのかなというふうに感想を持ちましたけれども。これはちょっとこれから少し考えさせていただくということ。あるいはそういうことをパブコメでお叱りを受けるかなということ。

(秋庭委員) さらに正しくわかりやすい情報を。

(大庭委員) 1つだけいいですか。今の点に関して、私ある程度経緯も知っているのですが、結論の部分が短いんですね。いろいろと問題はあるのだろうとは思いますが、やはりもう少しいろいろな人にわかりやすく説明する必要があるのかなという気がしますので、くどいようですが、結論部分のところを詳しくできないでしょうか。

(近藤委員長) 皆さんご提案していただければ、これ全体が委員会決定の文章になる格好につくってあります。だから、それに結論部分の前の章と似た文章が入っているというのはさまにならないという思いで、4章を熟読玩味していただければ皆さんはやることわかるでしょうと、しっかり読んでくださいという思いで書いています。ただ、おっしゃるとおり、そんなの読みっこないよと言われてたら、やはり結論部分には、エグゼクティブサマリはあった方が良くというようなコメントですね。

(大庭委員) 私はその方が良くはないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

(近藤委員長) 私もそういうことを少し3割ぐらいは思っています。

(秋庭委員) ただ、この評価というのはだれに対してこれが出されるものかというところがあると思います。関連省庁、関連部署あるいは関連事業所、研究者というところまで。

(近藤委員長) ここにありますように、関係者はなくて、関係行政機関に対してこれをちゃんと取組を求めるということが書いてあります。それから、地方公共団体や事業者においてはこれを読んで取組を進めることを期待するという、これは期待感の表明ということで、お願いということで。ですから、両方、官民あわせてです。

(秋庭委員) それぞれ専門の方々に出すものであれば、そこまでもう一回重ねて書く必要があるのかと思います。

(近藤委員長) 簡単にすると、どぎつい表現になっちゃうので、ゆっくり考えて、何かつながらないなというのがちょっとした理由ですけれどもね。

(秋庭委員) ただ、これホームページでも落とせるわけですよ。

(近藤委員長) はい。

(秋庭委員) それで、いろいろな人が参照すると思います。それは欲しいということがある以上、やはりもうちょっとサマリー的なものがあつたほうがいいのではないかというふうには思います。

(鈴木委員長代理) 普通は要旨というものをつけないですか。

(近藤委員長) 日本はつけないことが多いです。つけていた方がむしろ良いのですが。

(大庭委員) そういう形でもよいと思います。ただ、これをポンと出されても、4章というのがちょうど結論前の部分にありまして、ちょっとここだけ読んでくださいというふうにならないのではないかと思います。

(近藤委員長) では、どういたしましょうか、それにつきましては2つ選択肢がありまして、これはそういうことでまだパブコメを出すには早いということで、少し結論の部分を書き換えてからパブコメに出すというふうにするか。そういうことも踏まえて、最終的には充実したものにするという選択肢とあるのですが。

(大庭委員) これ時期的にはアズスーンアズポッシブル、早めに出さなければいけないものだとするとどうでしょうか。

(近藤委員長) 時期については我々が勝手に決めるので、別に制約はないという世界でございますので。自ら決める以外にないのです。

では、今日いただきましたので、やはり何か提言のところ、4章をよく読んで考えろとい

う提言じゃなくて、4章をサマリーとしてまとめた案は幾つか事務局が用意したんですけれども、なかなか帯に短かしたすきに流しというふうに思っとうんと言わなかったんですが、もう一度皆さんにそれをお返しして、こういうことでいかがでしょうかというものセットさせていただいてパブリックコメントにかけるということにしましょう。

(大庭委員) 今日中に見ないとはいけませんね。

(近藤委員長) 今日中かどうかわかりませんが、アズスーンアズポッシブルで、それを入れたものをパブコメリックコメントにかけるということにいたしましょうか。困る人は迫田君だけだから、反対する人はいない。

それでは、そういうことでパブコメさせていただくこと、本日パブリックコメントを開始する時間が午後3時とおっしゃったけれども大丈夫でしょうか。

(迫田主査) いいえ、それは必ずしなければならないというものではありません。本日3時、または明日でもできますので。

(秋庭委員) そうなのですね。

(大庭委員) 大丈夫ですね。

(近藤委員長) それでは、そういうことでこの件は進めさせていただくことにいたします。ありがとうございました。

それでは、その他議題

#### (7) その他

(近藤委員長) それでは、次はその他議題ですが、事務局何かありますか。

(中村参事官) 事務局は特に準備してございません。

(近藤委員長) 先生方で何か議題ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、次回予定を伺って終わりにいたします。

(中村参事官) 次回、第24回原子力委員会の臨時会になります。開催日時でございますけれども、今週、4月23日金曜日の15時30分からこの場所、1015会議室で予定をしております。よろしくお願いたします。

(近藤委員長) 予定の議題は何でしょうか。

(中村参事官) 議題につきましては、成長に向けての原子力戦略の策定に係る有識者との意見

交換を考えてございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、これで終わります。

—了—